



イーストスプリング・インベストメンツ 「イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド(年2回決算型)」を設定

PRESS RELEASE

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社(東京都千代田区、代表取締役社長兼 CEO 関崎 司)は、3月24日に「イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド(年2回決算型)」の募集届出を行いました。当ファンドの設定日は、4月10日となる予定です。

当ファンドは、インドの公益およびインフラ関連の債券(「公益インフラ債券」)を主な投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

当ファンドは2月10日に設定した「イーストスプリング・インド公益インフラ債券ファンド(毎月決算型)」と同様にファミリーファンド方式を採用、「イーストスプリング・インド公益インフラ債券マザーファンド」へ投資し、年2回決算を行います。

イーストスプリング・インベストメンツは、今後もグループの強みであるアジアにおける運用力を生かし、日本の投資家の資産形成により貢献することを目指して、運用力と商品開発力に一層磨きをかけてまいります。

EastSpring Investments Limited
Marunouchi Park Building, 2-6-1 Marunouchi
Chiyoda-ku, Tokyo 100-6905
www.eastspring.co.jp

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社
〒100-6905 東京都千代田区丸の内 2-6-1
丸の内パークビルディング
www.eastspring.co.jp

以上

【イーストスプリング・インベストメンツについて】

イーストスプリング・インベストメンツは、世界有数の金融サービスグループを展開する英国ブルーデンシャル社(以下「最終親会社」)のアジアにおける資産運用事業部門です。イーストスプリング・インベストメンツは2014年12月末時点で約773億ポンド(約14兆円、1ポンド=187.03円、2014年12月30日のレート)の運用資産を有するアジア最大級の資産運用会社であり、最終親会社は165年以上の歴史を有し、英国、米国、アジアなど世界各国で金融サービス業務を提供しています。

イーストスプリング・インベストメンツは日本をはじめシンガポール、香港、韓国、インドネシア、マレーシア、台湾、ベトナム、UAEで資産運用事業を展開し、さらに中国、インド、香港では合併事業を行っています。2012年に米国、ルクセンブルグ、2013年に英国でも事業を開始し、現在では14のマーケットで資産運用事業を展開しています。なお、イーストスプリング・インベストメンツおよび最終親会社は、主に米国で事業を展開しているブルデンシャル・ファイナンシャル社とは関係がありません。

【イーストスプリング・インベストメンツ株式会社 会社概要】

- ◆ 設立: 1999年12月
- ◆ 資本金: 6億4,950万円
- ◆ 住所: 東京都千代田区丸の内2-6-1丸の内パークビルディング
- ◆ 登録番号: 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第379号
- ◆ 加入協会: 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
- ◆ ホームページ: <http://www.eastspring.co.jp/>
- ◆ 運用資産残高: 約1兆749億円(2014年12月30日時点)

【本プレスリリースに関して】

※当資料は、報道関係の皆様に向けて作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。 ※当資料は、投資勧誘を目的とするものではありません。

投資信託のお申込みに関してご留意いただきたい事項

- 当資料は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が、情報提供を目的として作成した資料であり、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。また、特定の金融商品の勧誘・販売等を目的とした販売用資料ではありません。
- 当資料は、信頼できると判断された情報等をもとに作成していますが、必ずしもその正確性、完全性を保証するものではありません。
- 当資料の内容は作成日時点のものであり、当社の見解および予想に基づく将来の見通しが含まれることがありますが、将来予告なく変更されることがあります。また、将来の市場環境の変動等を保証するものではありません。
- 当資料で使用しているグラフ、パフォーマンス等は参考データをご提供する目的で作成したものです。数値等の内容は過去の実績や将来の予測を示したものであり、将来の運用成果を保証するものではありません。
- 当資料では、個別企業に言及することがありますが、当該企業の株式等について組入の保証や売買の推奨をするものではありません。
- 当資料では、外国籍投信に言及することがありますが、当該外国籍投信の売買の推奨・勧誘を行うものでもありません。
- 当社による事前の書面による同意無く、当資料の全部またはその一部を複製・転用並びに配布することはご遠慮ください。

投資信託に係る費用について

投資信託では、一般的に次の手数料・費用をご負担いただけます。その料率は投資信託毎に異なりますので、詳しくは投資信託説明書（交付目論見書）や契約締結前交付書面をご覧ください。以下は、イーストスプリング・インベストメンツ株式会社が設定・運用する全ての投資信託のうち、投資者のみなさまにご負担いただく各費用における最高の料率を記載しています。

- 購入時手数料〔**最高料率 3.78% (税込)**〕：投資信託の購入時におけるファンドや関連する投資環境の説明および情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただくものです。
- 信託財産留保額〔**最高料率 0.3%**〕：投資信託の換金時に直接ご負担いただくものです。
- 運用管理費用（信託報酬）〔**実質最高料率 年率1.998% (税込)**〕：純資産総額に対して一定の料率を、信託財産を通じ間接的にご負担いただくものです。
- その他の費用・手数料：信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用、目論見書および運用報告書等の印刷費用、公告費用等）、組入有価証券の売買時の売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等についても、信託財産を通じ間接的にご負担いただけます。

※その他の費用・手数料は、運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を表示することができません。

※上記費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

投資信託のお申込みに関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は、預貯金および保険契約ではなく、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護および補償の対象ではありません。また、登録金融機関で取扱う場合、投資者保護基金の補償対象ではありません。
- 過去の実績は、将来の運用成果を約束するものではありません。
- 投資信託は、株式、公社債等の値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、ご購入時の価額を下回ることもあり、投資元本が保証されているものではありません。これらに伴うリスクおよび運用の結果生じる損益は、すべて投資者のみなさまに帰属します。
- ご購入の際は、あらかじめ販売会社がお渡しする最新の投資信託説明書（交付目論見書）、契約締結前交付書面等（目論見書補完書面を含む）の内容を必ずご確認のうえ、投資のご判断はご自身でなさいますようお願いいたします。

イーストスプリング・インベストメンツ株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第379号

加入協会 一般社団法人投資信託協会 一般社団法人日本投資顧問業協会